

令和8年安曇野市議会6月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 5 号	1
報告第 6 号	3
報告第 10 号	7
報告第 11 号	8
報告第 12 号	9
報告第 14 号	11
報告第 15 号	13
報告第 16 号	14
報告第 17 号	20
報告第 18 号	22
報告第 19 号	24
報告第 20 号	27
報告第 21 号	28
議案第 48 号	29
議案第 49 号	30
議案第 50 号	31
議案第 51 号	32
議案第 52 号	33
議案第 53 号	36
議案第 54 号	38
議案第 55 号	39
議案第 56 号	40

報告第5号

令和7年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件は、令和7年度安曇野市一般会計補正予算第6号、補正予算第7号及び専決第3号に定めるところにより、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会へ報告するものです。

内容につきまして、繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

2款 総務費の「戸籍総合システム管理業務」(184万8千円)、「証明書コンビニ交付事業」(107万8千円)、「市民総務費」(211万6千円)は、戸籍法、住民基本台帳法等の法改正に伴い、戸籍附票へ旧氏・旧氏振り仮名を附す必要が生じ、国の補正予算で戸籍附票システム等の改修に係る補助金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

3款 民生費の「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」(3,543万9千円)、「障がい福祉総務費」(1,414万3千円)、「生活保護世帯エアコン設置促進事業」(1,683万2千円)、「介護保険総務費(特別会計によらないもの)」(1,523万9千円)、「物価高対応子育て応援手当支給事業(国経済対策)」(2,633万3千円)、「子育て世帯特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業」(547万円)は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

6款 農林水産業費の「担い手・集落支援事業」(496万7千円)は、国の補正予算により実施する経営体育成支援事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

「農業用排水路工事・農道舗装工事(団体営)」(4,650万2千円)は、国の補正予算により実施する農業用排水路等改修工事であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

7款 商工費の「企業サポート事業(経営支援・事業者間連携支援)(地域未来交付金繰越事業)」(1,209万8千円)、「しごと創出事業(地域未来交付金繰越事業)」(1,371万2千円)、「来訪者受入環境整備事業(地域未来交付金繰越事業)」(6,620万円)は、国の補正予算で地域未来交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

また、「ささえあい商品券事業」(5億5,150万円)は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

8款 土木費の「県営新設改良事業負担金」(1億6,643万4千円)は、県事業における地元負担金を負担する事業であり、県が実施している赤沢橋の橋梁工事の事業進捗により、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

「市道新設改良事業(交付金)」(2億6,251万円)、「道路橋梁修繕事業(交

付金)」（7,700万円）は、国の補正予算で社会資本整備総合交付金などを受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

また「市道新設改良事業（松糸道路関連）」（500万円）、「下水道施設統廃合事業」（7,040万円）は、関係機関との調整や工法変更による再設計など、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

10 款 教育費の「穂高西小学校施設改修事業」（6,707万1千円）、「小学校冷房設備等整備事業」（765万5千円）は、国の補正予算で学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業であり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

以上、22事業、14億6,954万7千円を繰越しするものです。

説明は、以上です。

報告第6号

令和7年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

4款 衛生費の「保健衛生総務費」(2,088万5千円)は、生殖補助医療整備に対する医療機関への補助金で、補助対象である医療機器の製造工程(部品の入手困難など)に遅れが生じ、年度内での納品が困難となったことから繰越しするものです。

また、「地域脱炭素化推進事業」(4,134万4千円)は、中東情勢の悪化により、ヨーロッパからのバイオマスボイラの空輸に時間を要し、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

6款 農林水産業費の「林道長峰線改良事業」(2,659万円)は、道路製品(コンクリート擁壁)の製造に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であることから繰越しするものです。

8款 土木費の「市道新設改良事業(合併特例債)」(4,307万6千円)は、市道豊科1級26号線道路改良工事において、設計変更等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難であることから繰越しするものです。

また、「市道新設改良事業(松糸道路関連)」(1,689万5千円)は、松本糸魚川連絡道路関連の市道等整備において、設計変更等に不測の日数を要したことから、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

また、「内水対策事業」(9,142万5千円)は、万水川流域の内水対策において、掘削の結果、支持基盤の再設計が必要となり、年度内での事業完了が困難となったことから繰越しするものです。

10款 教育費の「三郷小学校施設改修事業」(692万8千円)、「【明許】三郷小学校施設改修事業」(8億4万6千円)は、三郷小学校長寿命化工事において、当初予定していなかった追加工事が必要となり、年度内での事業完了が困難であることから繰越しするものです。

11款 災害復旧費の「林道災害復旧事業」(7,672万2千円)、「【明許】林道災害復旧事業」(157万3千円)は、林道一ノ沢線の復旧工事で、冬季期間に地山の形状が変化したことから設計変更により不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難であることから繰越しするものです。

以上10事業、11億2,548万4千円を事故繰越しするものです。

説明は、以上です。

報告第7号

令和7年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告します。

はじめに、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

1款 資本的支出 1項 建設改良費は、4事業 1億3,090万円を繰越しするものです。

1件目、令和7年度穂高豊里整備送水管布設工事（3工区）【付帯工事分】の翌年度繰越額2,640万円。

2件目、令和7年度穂高豊里整備送水管布設工事（4工区）【付帯工事分】の翌年度繰越額3,300万円につきましては、特殊資材の納期に不測の日数を要し、年度内でのしゅん工が見込めないため繰越しするものです。

3件目、令和7年度市道穂高2380号線ほか配水管布設替工事の翌年度繰越額4,290万円につきましては、施工路線を延伸する必要が生じ、年度内でのしゅん工が見込めないため繰越しするものです。

4件目、令和7年度岩原低区系専用配水管布設工事の翌年度繰越額2,860万円につきましては、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、年度内でのしゅん工が見込めないため、繰越しするものです。

続きまして、

地方公営企業法第26条第1項の規定による継続費の繰越額

1款 資本的支出 1項 建設改良費は、1事業 7,770万4千円を繰越しするものです。

穂高豊里整備事業は、先に説明いたしました1件目、2件目の令和7年度穂高豊里整備送水管布設工事の本体工事となりますが、特殊資材の納期に不測の日数を要し、年度内でのしゅん工が見込めないため繰越しするものです。

続きまして、

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

1款 水道事業費用 1項 営業費用は、1事業 94万8千円を繰越しするものです。

令和7年度上水道施設進相コンデンサ取替修繕（堀金・明科地区）は、資材の納期に不測の日数を要し、年度内でのしゅん工が見込めないため繰越しするものです。

説明は、以上です。

報告第8号

令和7年度安曇野市水道事業会計継続費繰越計算書について

本件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

1款 資本的支出 1項 建設改良費は、2事業 4億2,944万円を繰越しするものです。

1件目、主要管路整備事業は、令和7年度から9年度までの継続事業として、総額7億1,522万円の予算で事業を行っております。

継続費に係る毎事業年度の支払予定額のうち、支出を終了できない経費につきまして、これを不用額とせず、事業期間の最終年度まで逡次繰越しができることから、令和7年度の予算計上額3億2,076万円について、支払義務が発生しなかったため、同額を翌年度へ繰越しするものです。

2件目、非常用発電機設置事業は、令和7年度から8年度までの継続事業として、総額2億7,665万円の予算で事業を行っております。

1件目と同様に、事業期間の最終年度まで逡次繰越しができることから、令和7年度の予算計上額1億868万円について、支払義務が発生しなかったため、同額を翌年度へ繰越しするものです。

説明は、以上です。

報告第9号

令和7年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書について

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1款 資本的支出 1項 建設改良費は、5事業 5億7,215万2千円を繰越しするものです。

1件目、令和7年度下水道施設統廃合事業管路工事の翌年度繰越額4億2,694万8千円につきましては、推進工について工法の再検討が必要になり、その修正設計に日数を要したため、繰越しするものです。

2件目、令和7年度下水道施設統廃合事業管路工事現場技術業務委託の翌年度繰越額2,431万5千円につきましては、1件目の管路工事が繰り越されるため、繰越しするものです。

3件目、令和7年度（防災・安全）管路改築更新設計業務の翌年度繰越額2,640万円。

4件目、令和7年度（防災・安全）管路耐震診断調査業務の翌年度繰越額1,800万7千円につきましては、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であり、令和8年3月に交付決定を受けたことにより年度内での事業完了が困難であるため、繰越しするものです。

5件目、令和7年度流域下水道事業（流域下水道建設負担金）の翌年度繰越額7,648万2千円につきましては、長野県犀川安曇野流域下水道事務所が実施する安曇野終末処理場内耐水化対策工事、水処理棟1・2系耐震設計等が繰り越されるため、市からの建設負担金についても繰越しするものです。

説明は、以上です。

報告第 10 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（物損事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市堀金烏川 1246 番地 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 30 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 7 年 2 月 5 日、安曇野市堀金烏川 1246 番地 1 先の市道堀金 1 級 1 号線上において、消防団車両積載の可搬ポンプに、詰所の電源からドラム式延長コードを利用し充電していたが、延長コードの接続に気づかずに当該車両を発車し、その際に落下したドラム式延長コードが相手車両に接触した物損事故です。

3 和解の内容

本事故の原因は、運転手に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 80%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 66,528 円を賠償するものとして、令和 8 年 3 月 30 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 11 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（固定資産税納税通知書の送付先誤りに係る損害賠償）

別紙をお願いいたします。

令和 8 年度固定資産税納税通知書の送付先誤りに係る損害賠償金の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 23 日付けで専決処分したものです。

1. 損害賠償の相手方
市内在住者です。

2. 事件の概要

令和 8 年度固定資産税の納税通知書について、送付先の登録誤りにより、本来の納税義務者に送付すべきところ、誤って損害賠償の相手方に送付しました。

送付を受けた損害賠償の相手方の親族からの問合せに対し、安曇野市職員が送付先の誤りに気付かず、誤った情報を伝えたことで、損害賠償の相手方が法務局において、必要のない不動産登記事項証明書を取得し、手数料 9,000 円を負担することになった事案です。

3. 損害賠償の額

本事件の原因は、安曇野市職員が確認を怠ったことによるため、安曇野市は、本事件の損害の解決金として、上記 1 の相手方に対し手数料相当分の 9,000 円を支払うものとします。

なお、本事件に関し、安曇野市及び損害賠償の相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 12 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（物損事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市堀金三田 3570 番地 1 における物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 19 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 7 年 12 月 21 日、安曇野市営堀金総合運動場駐車場において、上記 1 の和解の相手方が自家用車をバックで区画内に駐車しようとした際、バックしすぎたことで後方にあった樹木の枝に接触し、後部ガラスを破損した物損事故です。

3 和解の内容

事故の主な原因は、上記 1 の和解の相手方の後方確認不足によるものであるが、運転手の死角位置にあった安曇野市が管理すべき樹木の枝の剪定不足も物損事故の要因となったことから、示談の結果、安曇野市の過失を 20% とし、安曇野市は和解の相手方に対し、損害の解決金として 47,007 円を支払うものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しております。

説明は、以上です。

報告第 13 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告するものです。

次のページ、別記様式をお願いいたします。

1 放棄した債権の名称
水道料金

2 債権を放棄した日
令和 8 年 3 月 9 日

3 債権を放棄した事由、件数、額等につきましては、
安曇野市債権管理条例の第 6 条第 1 項第 1 号に該当する債権、債務者が転出し、債権金額が取立に要する費用に満たず、徴収が著しく困難で徴収停止とし、時効が完成しているもので、計 8 件、5 万 8,246 円です。

条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する債権、債務者が死亡し相続人が不存在等のもので、計 20 件、12 万 4,502 円です。

条例第 6 条第 1 項第 3 号に該当する債権、裁判所から免責許可決定を受けたもので、計 3 件、9,592 円です。

条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当する債権、債務者が所在不明により、徴収の見込みがないもので、計 10 件、4 万 3,436 円です。

合計 41 件、23 万 5,776 円の債権放棄です。

説明は、以上です。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて（安曇野市税条例の一部を改正する条例）

令和 8 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律を含む関係法令が、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、その一部の施行が 4 月 1 日とされたため、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したものです。

主な改正内容です。

第 18 条の 3 の改正は、納税証明事項の関係で、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割から軽自動車税に名称を変更するものです。

第 33 条は、個人住民税の配当課税の改正です。3%未満の株式等を保有する個人株主の上場株式の配当等について、金融機関が特別徴収した住民税配当割を所得税の確定申告と同様に住民税申告によって精算を可能とする所要の改正です。

第 36 条の 2 から第 36 条の 3 の 3 までは、個人住民税の申告書に係る改正です。

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出は、所得税の源泉徴収の対象者でしたが、所得税と個人住民税の課税ベースが異なるため、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られるよう提出範囲を拡大するものです。

第 63 条は、固定資産税の免税点の見直しとして、家屋は 20 万円から 30 万円に、償却資産は 150 万円から 180 万円にそれぞれ引き上げる改正です。

第 80 条以降の条例本則の改正は、第 18 条の 3 の改正と同様、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割から軽自動車税に名称を変更するものです。

附則に係る改正です。

附則第 7 条の 3 は、住宅ローンの利用により新築住宅等を取得した場合に所得税額等を減額できる住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 12 年入居分までに延長すること、また災害危険区域等を適用対象外とするための改正です。

附則第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 は、国の補助でバリアフリー改修が行われた特別特定建築物における固定資産税の減額措置について、老人ホームや福祉ホームなどに対象範囲を拡大する改正です。

なお、附則第 1 条第 4 号の、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の法律番号が、黒丸になっておりますが、これは、当該改正法が未公布であることから法律番号が定まっていないためです。

このような取扱いは、法律の公布においてもみられるものであり、後日、当該改正法が公布された際には、確定した法律番号により空白部分を補完し、その旨を掲示場への掲示により告示することで、周知を行います。

説明は、以上です。

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

令和 8 年度税制改正により、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたため、令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したものです。

主な改正内容です。

国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び設定について、第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 5 項に子ども・子育て支援納付金課税限度額を 3 万円とするただし書を加えるものです。

第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号は、低所得世帯に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるものです。被保険者数に乗ずる金額を、5 割軽減は「30 万 5 千円」から「31 万円」に、2 割軽減は「56 万円」から「57 万円」に改めます。

また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額を規定するため、第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号において、上記所得判定基準に基づき減額する額及び出産被保険者に係る減額について、18 歳以上被保険者均等割額を加えるものです。

第 19 条第 4 項は、18 歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の全額を減額する規定を加えるものです。

附則第 1 項では、施行期日を規定しております。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

附則第 2 項では、経過措置として改正後の規定を令和 8 年度からの適用とするものです。

説明は、以上です。

報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号））

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ△19 億 200 万円を減額し、補正後の予算額を 524 億 9,900 万円とします。

令和 7 年度の最終補正として決算を踏まえた歳入歳出の整理を中心とした補正、また、繰越明許費、地方債の補正について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

安曇野市一般会計補正予算書（専決第 3 号）により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は 15 ページからとなります。）

主なものに限り説明します。

2 款 地方譲与税は、△2,540 万円の減額です。

1 項 地方揮発油譲与税で、△508 万 8 千円の減額、

2 項 自動車重量譲与税で、△1,912 万 2 千円の減額、

3 項 森林環境譲与税で、△119 万円の減額です。

3 款 利子割交付金は、1,824 万 5 千円の増額です。

4 款 配当割交付金は、4,015 万円の増額です。

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、5,003 万 1 千円の増額です。

（続いて 17 ページからとなります。）

6 款 法人事業税交付金は、310 万 3 千円の増額です。

7 款 地方消費税交付金は、1 億 7,914 万 5 千円の増額です。

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、226 万 7 千円の増額です。

9 款 環境性能割交付金は、△1,029 万 8 千円の減額です。

10 款 地方特例交付金は、417 万円の増額です。

全額、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」の増額です。

（続いて 19 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、1 億 5,110 万 5 千円の増額です。

全額、「特別交付税」の増額です。

12 款 交通安全対策特別交付金は、△146 万 1 千円の減額です。

13 款 分担金及び負担金は、△533 万 3 千円の減額です。

1 項 分担金で、△110 万 7 千円の減額です。「土地改良事業地元分担金」の減額です。

2 項 負担金で、△422 万 6 千円の減額です。「他市町村保育児童保育料」(△321 万 3 千円)の減額が主なものです。

(続いて 21 ページからとなります。)

14 款 使用料及び手数料は、△177 万 7 千円の減額です。

1 項 使用料で、273 万円の増額です。「霊園使用料」(308 万円)の増額、「公営住宅使用料」(△18 万 5 千円)の減額が主なものです。

2 項 手数料で、△450 万 7 千円の減額です。「戸籍住民基本台帳手数料」(△333 万 5 千円)の減額が主なものです。

(続いて 23 ページからとなります。)

15 款 国庫支出金は、△1 億 8,893 万 4 千円の減額です。

1 項 国庫負担金で、△4,769 万 3 千円の減額です。「子どものための教育保育給付費負担金」(△1,520 万 4 千円)の減額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、△1 億 4,453 万 9 千円の減額です。「公営住宅等ストック総合改善事業補助金」(△8,795 万 6 千円)の減額が主なものです。

3 項 国庫委託金で、329 万 8 千円の増額です。「国民年金事務委託金」(449 万 1 千円)の増額が主なものです。

(続いて 27 ページからとなります。)

16 款 県支出金は、△1 億 7,763 万 8 千円の減額です。

1 項 県負担金で、△2,815 万 6 千円の減額です。「障害児入所給付費等負担金」(△1,284 万 3 千円)の減額が主なものです。

2 項 県補助金で、△1 億 2,755 万 1 千円の減額です。「福祉医療給付事業補助金」(△5,453 万 6 千円)の減額が主なものです。

3 項 県委託金で、△2,193 万 1 千円の減額です。「参議院議員選挙委託金」(△1,147 万 1 千円)の減額が主なものです。

(続いて 31 ページからとなります。)

17 款 財産収入は、1,507 万 3 千円の増額です。

1 項 財産運用収入で 334 万 3 千円の増額です。「財政調整基金利子」(306 万 6 万円)の増額が主なものです。

2 項 財産売払収入で 1,173 万円の増額です。「市有地売払収入」(1,173 万 1 千円)の増額が主なものです。

18 款 寄附金は、△2,339 万 1 千円の減額です。

1 項 寄付金で、「ふるさと寄附金」(△2,599 万 1 千円)の減額が主なものです。

19 款 繰入金は、△16 億 547 万 8 千円の減額です。

- 2 項 基金繰入金で、△16 億 547 万 9 千円の減額です。「財政調整基金繰入金」(△5 億 1,316 万 2 千円)、「減債基金繰入金」(△4 億円)、「公共施設整備基金繰入金」(△6 億 6,000 万円)の減額が主なものです。

(続いて 33 ページからとなります。)

21 款 諸収入は、△3,887 万 9 千円の減額です。

- 2 項 預金利子で、「市歳計現金預金利子」(89 万 7 千円)の増額です。
3 項 貸付金元利収入で、△188 万 2 千円の減額です。「福祉医療費貸付金元金収入」(△154 万 5 千円)の減額が主なものです。
4 項 受託事業収入で、「JR 乗車券類等発売業務」(△14 万 8 千円)の減額です。
5 項 雑入で、△3,774 万 6 千円の減額です。「学校給食費(現年度分)」(△2,460 万 7 千円)の減額が主なものです。

(続いて 39 ページからとなります。)

22 款 市債は、△2 億 8,670 万円の減額です。

- 1 項 市債で、「保育所建設事業(施設整備事業債)」(△5,740 万円)、「園庭芝生化事業(こども債)」(△3,330 万円)の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続いて 5 ページ歳出です。

(事項別明細書の 43 ページからとなります。)

主なものに限り説明します。

1 款 議会費は、△2,041 万 7 千円の減額です。

- 1 項 議会費で、議員旅費等の確定による減額です。

(続いて 45 ページからとなります。)

2 款 総務費は、△2 億 7,416 万円の減額です。

- 1 項 総務管理費で、△1 億 4,327 万 2 千円の減額です。ふるさと寄附基金積立金等の確定による「寄附採納事務」(△4,752 万 4 千円)の減額、一般財源が確保できたことによる公共施設整備基金への積立等による「基金積立金」(2,350 万 2 千円)の増額が主なものです。
2 項 徴税費で、△3,767 万 6 千円の減額です。法人市民税還付金等の確定による「税務総務費」(△2,752 万 7 千円)の減額が主なものです。
3 項 戸籍住民基本台帳費で、△612 万 9 千円の減額です。全額「戸籍住民基本台帳管理費」の減額です。
4 項 選挙費で、△8,555 万 7 千円の減額です。令和 8 年 1 月 18 日執行の市長選挙(無投票)の執行経費確定による「市長選挙費」(△4,659 万 7 千円)の減額が主なものです。
5 項 統計調査費で、△152 万 1 千円の減額です。令和 7 年に実施された国勢調査の指導員等の報酬の確定などによる「国勢調査費」(△118 万 3 千円)の減額が主なものです。

7項 公平委員会費で、△5千円の減額です。全額、事業実績による「公平委員会事務費」(△5千円)の減額です。

(続いて67ページからとなります。)

3款 民生費は、△5億5,775万6千円の減額です。

1項 社会福祉費で、△3億5,491万8千円の減額です。障害児通所給付費等の確定による「障がい者支援事業」(△9,288万円)の減額、福祉医療費の給付額確定による「福祉医療費給付事業」(△1億3,437万3千円)の減額が主なものです。

2項 児童福祉費で、△1億8,583万円の減額です。民間保育所等特別保育事業補助金等の確定による「保育企画費」(△4,356万9千円)の減額、園庭芝生化事業等の確定による「認定こども園管理費」(△5,219万8千円)の減額が主なものです。

3項 生活保護費で、△1,700万8千円の減額です。生活保護扶助費等の確定による「生活保護総務費」(△1,049万3千円)の減額が主なものです。

(続いて83ページからとなります。)

4款 衛生費は、△3億827万9千円の減額です。

1項 保健衛生費で、△2億9,193万9千円の減額です。予防接種委託費等の確定による「予防接種事業」(△2億500万円)の減額、妊婦健康診査委託費等の確定による「母子・子育て支援事業」(△3,275万円)の減額が主なものです。

2項 清掃費で、△1,634万円の減額です。廃棄物収集運搬事業の委託費の確定による「清掃費」(△1,300万円)の減額が主なものです。

(続いて93ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、△1億865万7千円の減額です。

1項 農業費で、△5,212万2千円の減額です。経営体育成支援事業補助金等の確定による「担い手支援事業」(△2,322万円)の減額が主なものです。

2項 林業費で、△1,603万1千円の減額です。森林造成事業の補助金交付確定による「間伐対策事業」(△995万1千円)の減額が主なものです。

3項 耕地費で、△4,050万4千円の減額です。農地保全活動交付金(多面的機能支払)の確定による「多面的機能支払交付金事業」(△2,180万3千円)の減額が主なものです。

(続いて103ページからとなります。)

7款 商工費は、△9,823万3千円の減額です。

1項 商工費で、企業等支援助成事業費等の確定による「工業振興事業」(△5,287万2千円)の減額が主なものです。

(続いて109ページからとなります。)

8款 土木費は、△2億4,077万2千円の減額です。

1項 土木管理費で、△278万5千円の減額です。地図訂正業務の確定による「地籍管理費」(△164万円)の減額が主なものです。

- 2項 道路橋梁費で、△7,725万2千円の減額です。事業費確定による「除雪対策費」(△3,190万円)の減額が主なものです。
- 3項 河川費で△100万8千円の減額です。事業費の確定による「河川改修事業」の減額です。
- 4項 都市計画費で、△9,881万円の減額です。公園施設長寿命化事業の確定による「都市公園等維持管理事業」(△5,420万4千円)の減額が主なものです。
- 5項 住宅費で、△6,091万7千円の減額です。公営住宅整備事業等の確定による「住宅管理費」の減額です。

(続いて117ページからとなります。)

9款 消防費は、△1,139万8千円の減額です。

- 1項 消防費で、長野県衛星系防災行政無線設備更新等の確定による「防災無線維持管理費」(△420万円)の減額が主なものです。

(続いて119ページからとなります。)

10款 教育費は、△1億5,708万5千円の減額です。

- 1項 教育総務費で、△6,539万1千円の減額です。給食センター賄材料費等の確定による「給食センター総務費」(△2,859万9千円)の減額が主なものです。
- 2項 小学校費で、△1,572万6千円の減額です。GIGAスクールネットワーク機器更新業務委託費等の確定による「小学校総務管理費」(△1,102万6千円)の減額が主なものです。
- 3項 中学校費で、△1,467万2千円の減額です。GIGAスクールネットワーク機器更新業務委託費等の確定による「中学校総務管理費」(△877万2千円)の減額が主なものです。
- 4項 幼稚園費で、△2,344万9千円の減額です。幼稚園教諭の報酬等の確定による「穂高幼稚園運営費」の減額です。
- 5項 社会教育費で、△2,673万6千円の減額です。黒沢洞合自然公園整備事業等の確定による「青少年健全育成費」(△1,395万7千円)の減額が主なものです。
- 6項 保健体育費で、△1,111万1千円の減額です。体育施設LED化事業等の確定による「社会体育施設管理費」(△1,042万1千円)の減額が主なものです。

(続いて133ページからとなります。)

11款 災害復旧費は、△100万円の減額です。

- 1項 土木施設災害復旧費で、道路災害復旧事業費の確定による「災害復旧事業」の減額です。
- 2項 農林水産施設災害復旧費は、財源変更となります。

(続いて135ページからとなります。)

12款 公債費は、△1億2,424万3千円の減額です。

- 1項 公債費で、償還元金確定に伴う「長期借入金償還元金」(△1億2,346万3千円)の減額が主なものです。

以上が歳出の概要です。

続いて、7ページの「第2表 繰越明許費補正」です。

追加の1件であります。国の補正予算で実施する集落営農組織に対する農業機械購入補助事業として「担い手・集落支援事業」を追加するものです。

続いて、8ページの「第3表 地方債補正」です。

変更19件については、各事業費の確定による限度額の変更です。

廃止1件については、他の地方債への振替による廃止です。

以上により、市債の補正額は△2億8,670万円の減額となり、補正後の発行予定額は60億130万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、140ページをご覧ください。

また、一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、137ページからの給与費明細書をご覧ください。

説明は、以上です。

報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

内容について説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 787 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 734 万 3 千円とするものです。

歳入につきましては、主に県の交付決定及び繰入金額の確定に基づく補正としました。また、歳出につきましては、支払い実績による確定並びに不用額の整理を基本としております。

議案書の第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。（事項別明細書は 9 ページからです。）

1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税は、補正額 4 千円の減額です。退職被保険者分の収入実績なしによるものです。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、補正額 3 万 7 千円の増額です。滞納繰越分の督促手数料の収入実績によるものです。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金は、補正額 1 万 8 千円の増額です。補助金の交付額の決定によるものです。

4 款 県支出金 補正額は 1 億 294 万 4 千円の減額です。

1 項 県補助金は、1 億 294 万 3 千円の減額です。交付額の決定によるものです。

2 項 財政安定化基金交付金は、千円の減額です。収入実績なしによるものです。

（事項別明細書は 11 ページから）

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、616 万 7 千円の減額です。それぞれ対象となる科目の実績に対して、一般会計から繰入れるものです。出産育児一時金繰入金が 229 万円の減額、事務費繰入金が 387 万 7 千円の減額です。

8 款 諸収入 補正額は 118 万 5 千円の増額で、収納見込または実績によるものです。

1 項 延滞金及び過料は、65 万 6 千円の増額です。

3 項 貸付金元利収入は、200 万円の減額で、それぞれ実績に基づく減額です。

5 項 特定健診等個人負担金は、34 万 2 千円の減額で、実績に基づく減額です。

6 項 雑入は、287 万千円の増額で、それぞれ実績によるものです。

以上が歳入の概要です。
続きまして、歳出について説明いたします。
(事項別明細書は13ページからとなります。)

1款 総務費 補正額464万5千円の減額で、支出額の確定によるものです。

- 1項 総務管理費は、315万6千円の減額です。
- 2項 賦課徴収費は、129万5千円の減額です。
(事項別明細書は15ページから)
- 3項 運営協議会費は、14万3千円の減額です。
- 4項 趣旨普及費は、5万千円の減額です。

(事項別明細書は17ページから)

2款 保険給付費 補正額8,909万5千円の減額で、支出額の確定によるものです。

- 1項 療養諸費は、7,826万3千円の減額です。
- 2項 高額療養費は、511万7千円の減額です。
(事項別明細書は19ページから)
- 3項 移送費は、25万円の減額です。
- 4項 出産育児諸費は、343万6千円の減額です。
- 5項 葬祭諸費は、96万円の減額です。
(事項別明細書は21ページから)
- 6項 精神諸費は、106万8千円の減額です。
- 7項 傷病手当諸費は、千円の減額です。

3款 国民健康保険事業費納付金 こちらは1項の財源変更です。

(事項別明細書は23ページから)

4款 保健事業費 補正額3,978万9千円の減額です。

- 1項 保健事業費は、635万4千円の減額です。役務費、負担金及び高額療養費貸付金の減額が主なものです。
- 2項 特定健康診査等事業費は、3,343万5千円の減額です。特定健診、人間ドック等実施の委託料の減額が主なものです。

(事項別明細書は25ページから)

6款 公債費 補正額は千円の減額で、実績なしによるものです。

7款 諸支出金 補正額は、86万5千円の減額で、実績によるものです。

(事項別明細書は27ページから)

8款 予備費 補正額は、2,652万円の増額で、歳入歳出の調整です。

説明は、以上です。

報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 504 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 877 万 8 千円とするものです。

歳入につきましては、主に後期高齢者医療保険料の収入実績による減額及び事務費に係る一般会計繰入金の確定による減額です。

歳出については支払実績による不用額の整理を基本としております。

議案書の第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。（事項別明細書は 9 ページからです。）

1 款 後期高齢者医療保険料 補正額 405 万 2 千円の減額です。

1 項 後期高齢者医療保険料の収入実績によるものです。

2 款 使用料及び手数料 補正額 1 万 7 千円の増額です。

1 項 手数料は督促手数料の収入実績によるものです。

3 款 繰入金 補正額 93 万 3 千円の減額です。

1 項 一般会計繰入金は事務費繰入金の確定によるものです。

5 款 諸収入 補正額 7 万 4 千円の減額で、実績によるものです。

1 項 延滞金、加算金及び過料は 5 万 9 千円の増額です。

2 項 償還金及び還付加算金は 1 3 万 3 千円の減額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 補正額 91 万 5 千円の減額で、支出額の確定によるものです。

1 項 総務管理費は 2 千円の減額です。

2 項 徴収費は 91 万 3 千円の減額です。主に、印刷製本や納付書等封入委託事業の実績によるものです。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額 4,258万4千円の減額です。

1項 後期高齢者医療広域連合納付金は、後期広域連合への納付金額の確定によるものです。

(事項別明細書は13ページからとなります。)

3款 諸支出金 補正額 13万2千円の減額です。

1項 償還金及び還付加算金は保険料還付金の実績によるものです。

4款 予備費 補正額 3,858万9千円の増額です。

1項 予備費は歳入歳出の予算調整です。

説明は、以上です。

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 2 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 2 号）について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,013 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 4,440 万 4 千円とするものです。

歳入については、国・県等の交付決定等に基づく補正としました。また、歳出については、実績による不用額の整理を中心に補正しました。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明いたします。
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

1 款 保険料 1 項 介護保険料は補正額 8,631 万 8 千円の増額です。収納見込みによるものです。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は補正額 4 万 4 千円の増額です。収納見込みによるものです。

3 款 国庫支出金 補正額は 4,642 万 2 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、5,138 万 5 千円の増額です。介護給付費に係る国庫負担金の交付額の決定によるものです。

2 項 国庫補助金は、496 万 3 千円の減額です。交付額の決定等によるもので、内訳は、調整交付金を増額し、地域支援交付金を減額するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は補正額 7,327 万 8 千円の減額です。

これは社会保険診療報酬支払基金から受ける第 2 号被保険者分の交付金であり、交付額決定によるものです。

（事項別明細書は 11 ページとなります。）

5 款 県支出金 補正額は 516 万 9 千円の増額です。

1 項 県負担金は 1,463 万 2 千円の増額です。介護給付費県負担金の交付額の決定によるものです。

2 項 県補助金は 946 万 3 千円の減額です。地域支援県交付金の交付額の決定によるものです。

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は 175 万 2 千円の増額です。

介護予防サービス計画費収入の実績によるものです。

8款 繰入金 補正額は1億8,729万円の減額です。

- 1項 一般会計繰入金は5,612万7千円の減額です。介護給付費、事務費及び地域支援事業費等の実績によるもので、主なものは、介護給付費繰入金の減額です。(事項別明細書は13ページからとなります)
- 2項 基金繰入金は1億3,116万3千円の減額で、介護給付費が当初見込みを下回ったため、基金繰り入れが不要となったことによる減額です。

10款 諸収入 補正額は73万2千円の増額です。

- 1項 預金利子は、1千円の減額です。
- 2項 雑入は、68万4千円の増額です。
- 3項 延滞金・加算金及び過料は、4万9千円の増額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。
(事項別明細書は15ページからとなります。)

1款 総務費 補正額は1,153万円の減額です。

- 1項 総務管理費は480万2千円の減額、主なものは通信運搬費等の実績によるものです。
- 2項 徴収費は35万9千円の減額、封筒などの需用費、委託料や研修参加負担金等の実績によるものです。
(事項別明細書は17ページとなります)
- 3項 介護認定審査会費は636万9千円の減額、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料等の実績によるものです。

2款 保険給付費 補正額は2億7,899万8千円の減額です。

- 1項 介護サービス等諸費は2億3,344万7千円の減額、主に給付費の実績によるものです。
(事項別明細書は19ページとなります)
- 2項 その他諸費は審査支払手数料20万円の減額、実績によるものです。
- 3項 高額介護サービス等費は735万1千円の減額、実績によるものです。
(事項別明細書は21ページとなります)
- 4項 特定入所者介護サービス等費は3,716万9千円の減額、実績によるものです。
- 5項 高額医療合算介護サービス等費は83万1千円の減額、実績によるものです。

(事項別明細書は23ページとなります)

3款 地域支援事業 補正額は5,310万9千円の減額です。

- 1項 介護予防事業は95万2千円の減額、実績によるものです。
- 2項 包括的支援事業・任意事業費は386万5千円の減額、実績によるものです。
任意事業費は285万9千円の減額、地域包括ケア推進事業は100万6千円の減額で、実績によるものです。

(事項別明細書は27ページとなります)

- 3項 介護予防・日常生活支援総合事業は4,766万8千円の減額、主に訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等の減額で、実績によるものです。

(事項別明細書は 29 ページとなります)

4 項 その他諸費は、62 万 4 千円の減額です。実績によるものです。

(事項別明細書は 31 ページとなります)

5 款 保健福祉事業費

1 項 保健福祉事業費 補正額は 139 万 5 千円の減額、支え合い整備事業補助金及び介護用品購入助成事業の実績によるものです。

7 款 公債費

1 項 公債費 補正額は 10 万円の減額、介護サービス等の支払いについて、一時借入を行わなかったことによるものです。

8 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金は、歳入の補正に伴う財源変更です。

(事項別明細書は 33 ページとなります)

9 款 予備費

1 項 予備費 補正額は 2 億 2,500 万 1 千円の増額、国、県等から概算交付された負担金、交付金等を翌年度清算するために計上するものです。

説明は、以上です。

報告第 20 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 37 万 2 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200 万 3 千円とするものです。令和 7 年度の計画事業が完了したことによる予算不用額の減額が主な内容です。

それでは 3 ページをお願いします。事項別明細書は 6 ページからです。

まず、歳入ですが、歳出の減額により 2 款 1 項 他会計繰入金を 37 万 2 千円減額するものです。

続きまして 歳出 4 ページ 事項別明細書は 7 ページになります。

1 款 1 項 産業団地事業費は、産業団地建設事業費の内、旅費と委託料の不用額 37 万 2 千円を減額するものです。

説明は、以上です。

報告第 21 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 8 年 3 月 25 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 94 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734 万 3 千円とするものです。令和 7 年度の計画事業が完了したことによる予算不用額等の減額が主な内容です。

それでは、3 ページをお願いします。事項別明細書は、6 ページになります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 1 款 1 項 他会計繰入金を 94 万 7 千円減額するものです。

次に 歳出 4 ページ 事項別明細書は 7 ページです。

1 款 1 項 施設事業費は、有明荘施設管理費の内、物品修繕費・工事請負費等の不用額を 94 万 7 千円減額するものです。

説明は、以上です。

議案第 48 号

安曇野市行政手続条例の一部を改正する条例

本改正案は、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）が改正されたことに伴い改正するものです。

改正の内容は、市の条例等に基づく不利益処分を行う際に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を、公示送達によって行う場合の方法について、従来の庁舎の掲示場における掲示に加え、インターネットへの掲載や事務所に設置したパソコン等の電子計算機の映像面に表示されたものの閲覧により行うよう規定を改めるものです。

そのほか、今回の改正に併せて、行政手続法の改正内容にならい、字句体裁等を整えるものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 49 号

安曇野市景観条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 3 年に 10 年間を計画期間とした安曇野市景観計画が 5 年を経過したことに伴い、景観づくり重点地区の導入、事前協議制度の導入及び景観重要眺望点指定制度の導入等を新たに加え、併せて所要の改正を行うものです。

改正の主な内容について説明します。

第 8 条の改正は、従来景観づくり推進地区に代えて、農地、集落、街区、別荘地等の景観上の一体性が認められる区域を、景観づくり重点地区として定めることを規定するものです。

第 12 条の 2 の改正は、開発事業者の負担軽減の観点から、開発事業及び特定開発事業の届出の 60 日前までに、協議をしなければならないという内容を追加するものです。

第 26 条の 2 の改正は、特に良好な眺望景観を享受することができる場所を景観重要眺望点として指定することを可能にするものです。

本改正は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

なお、準備行為として、第 12 条の 2 に規定する協議及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても、行うことができるものとします。

説明は、以上です。

議案第 50 号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

本改正案は、三郷公民館の灯油陶芸窯について、令和 8 年度中に電気陶芸窯への更新を予定していることから、電気料金を目安単価をもとに、陶芸窯の使用料を新たに設定するものです。

改正の内容は、別表第 2 の「2 設備及び備品使用料」表中に、陶芸窯（本焼き）陶芸窯（素焼き）の使用料をそれぞれ設定するものです。

そのほか、今回の改正に併せて、字句体裁等を整えるものです。

本改正は、令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 51 号

安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市子ども・子育て会議に安曇野市こども計画検討会議を統合するもので、これに伴い組織体制（委員構成）等を改めるものです。

安曇野市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき設置している附属機関で、安曇野市こども計画検討会議は、こども計画策定に伴う協議等のために要綱に基づき設置された有識者会議となります。

国のガイドラインにおいて、こども計画検討会議は、子ども・子育て会議において行うことが認められており、両会議の委員の大半が重複していることから、子ども・子育て会議に、こども計画検討会議を統合するものです。

改正の内容は、所掌事務及び組織体制を見直すものです。

会議の統合に当たり、これまで子ども・子育て支援事業計画が事業計画であったのに対し、こども計画はこども施策に関わる総合的な計画となり、対象年齢・施策が拡大することから、子ども・子育て会議の所掌事務の追加に伴い、委員の構成を見直すものです。

本改正は、令和 8 年 10 月 15 日から施行します。

なお、本条例施行後の子ども・子育て会議の委員の任期の特例に係る規定を設けます。

説明は、以上です。

議案第 52 号

令和 8 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,700 万円を追加し、485 億 7,700 万円とします。

本年度執行開始後、間もないことから、市民の安全性及び利便性を確保するため緊急を要するもの、国・県等による政策的な事業に要するもの及び当初予算編成時に諸条件が整い次第予算化を検討するものとした経費について補正予算をお願いするものです。

安曇野市一般会計補正予算書（第 1 号）により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

主なものに限り説明いたします。

15 款 国庫支出金は、7,905 万 8 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、149 万円の増額です。「児童入所施設措置費等国庫負担金」の増額です。

2 項 国庫補助金で、7,756 万 8 千円の増額です。介護・福祉施設の設備投資に対する補助として「地域介護・福祉空間推進交付金」（4,951 万 6 千円）の計上が主なものです。

16 款 県支出金は、314 万 1 千円の増額です。

1 項 県負担金で、74 万 5 千円の増額です。「児童入所施設措置費等県費負担金」の増額です。

3 項 県委託金で、239 万 6 千円の増額です。「県知事選挙委託金」の増額です。

18 款 寄附金は、1,000 万円の増額です。

1 項 寄附金は、全額「企業版ふるさと納税」の増額です。

（続いて 15 ページからとなります。）

19 款 繰入金は、7,311 万 7 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」（6,711 万円 7 千円）の増額が主なものです。

21 款 諸収入は、478 万 4 千円の増額です。

5 項 雑入で、「消防団員退職報償金」（419 万 2 千円）の増額が主なものです。

22 款 市債は、2 億 2,690 万円の増額です。

1 項 市債で、豊科北小学校児童クラブの設計変更に伴う「児童クラブ整備事業（こども債）」（8,410 万円）の増額、市内児童遊園の遊具更新工事に伴う「児童遊園整備事業（こども債）」（1 億 4,220 万円）の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして4ページの歳出です。

(事項別明細書の17ページからとなります。)

2款 総務費は、6,806万1千円の増額です。

- 1項 総務管理費で、6,566万5千円の増額です。企業版ふるさと納税受け入れに係る事務手数料の計上や、国の補助事業として、地域の人材・資源・資金を活用し、新規ビジネスを立ち上げる民間事業者等に対し初期投資費用を支援する「ローカル10,000プロジェクト」の制度活用における補助費など「企画総務費」(5,846万5千円)の増額、また、市内の交通ネットワークの基盤強化を図るための具体的な計画である「安曇野市地域公共交通利便増進計画」の策定経費として「公共交通事業」(720万円)の増額です。
- 4項 選挙費で、239万6千円の増額です。入場券の仕様変更による「県知事選挙費」の増額です。

(続いて19ページからとなります。)

3款 民生費は、3億1,489万1千円の増額です。

- 1項 社会福祉費で、5,882万3千円の増額です。介護・福祉施設での非常用自家発電設備の設置補助等として「介護保険対策費」(5,475万1千円)の増額が主なものです。
- 2項 児童福祉費で、2億5,536万4千円の増額です。児童遊園内の遊具点検結果から、早急に対応が必要な遊具の更新費用として「児童遊園管理費」(1億5,810万8千円)の増額、豊科北小学校児童クラブ及び三郷小児童クラブの施設整備に伴う追加の工事費等として「児童クラブ整備事業」(9,548万円)の増額が主なものです。
- 3項 生活保護費で、70万4千円の増額です。生活保護システム改修費として「生活保護総務費」の増額です。

(続いて23ページからとなります。)

6款 農林水産業費は、211万円の増額です。

- 2項 林業費は、長峰山頂に設置予定であるニホンジカ防護柵の延長変更に伴う工事費として「市有林の造成及び管理」の増額です。

(続いて25ページからとなります。)

9款 消防費は、493万5千円の増額です。

- 1項 消防費は、令和7年度消防団退団者退職報償金等として「非常備消防費」の増額です。

(続いて27ページからとなります。)

10款 教育費は、700万3千円の増額です。

- 1項 教育総務費で、35万円の増額です。私立高等学校運営補助金に係る補助対象生徒の増加による「事務局費」の増額です。
- 5項 社会教育費で、36万2千円の増額です。黒沢洞合自然公園リニューアルイベント実施による「青少年健全育成費」(26万8千円)の増額が主なものです。

6項 保健体育費で、629万1千円の増額です。市民の夏場における水と親しむ機会を提供するため、プール施設（ラーラ松本）で利用できる割引券の発行に係る経費として「社会体育総務費」の増額です。

以上が歳出の概要です。

続いて5ページの「第2表 債務負担行為補正」です。

追加は3件です。

「特定工場立地事業」は、企業助成に係る補助金交付が複数年となることから、令和9年度から10年度の間、限度額1,002万8千円の債務負担行為を新たに設定するものです。

「本庁舎複合機賃貸借」及び「本庁舎複合機使用料」は、事業の早期着手が必要となることから、令和9年度から13年度の間、限度額に応じた債務負担行為を新たに設定するものです。

変更では、豊科北小学校児童クラブの設計変更に伴う施設整備費の増額により、限度額を8,053万1千円から2億1,893万8千円に変更設定するものです。

続いて6ページの「第3表 地方債補正」です。

豊科北小学校児童クラブの設計変更に伴う工事費の増額、また、市内児童遊園の遊具更新に伴う工事費等の増額による「こども・子育て支援事業債（民生費）」の限度額の変更です。

以上により、市債の補正額は2億2,690万円の増額となり、補正後の発行予定額は37億5,350万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、29ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 53 号

令和 8 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 660 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 9,810 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明いたします。（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金は、補正額 49 万 6 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、補正額 20 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴い、増額を見込むものです。

2 項 国庫補助金は、補正額 29 万 6 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正と、アクティブシニアがんばろう事業補助金の事業費増額補正に伴い、増額を見込むものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 54 万円の増額です。

高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正と、アクティブシニアがんばろう事業補助金の事業費の増額補正に伴い、増額を見込むものです。

5 款 県支出金は、補正額 25 万円の増額です。

1 項 県負担金は、補正額 12 万 5 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴い、増額を見込むものです。

2 項 県補助金は、補正額 12 万 5 千円の増額です。アクティブシニアがんばろう事業補助金の事業費の増額補正に伴い、増額を見込むものです。

（事項別明細書は 11 ページからとなります）

8 款 繰入金は、補正額 532 万円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 476 万 7 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正、令和 8 年 6 月の報酬改定に伴うシステム改修費用の増額補正、アクティブシニアがんばろう事業補助金の事業費の増額補正に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

2 項 基金繰入金は、補正額 55 万 3 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額補正に伴い、基金繰入金を増額するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、460 万 6 千円の増額です。令和 8 年 6 月の報酬改定に伴う、介護保険指定管理システム改修のための委託料を増額するものです。

2 款 保険給付費 5 項 高額医療合算介護サービス費等は、100 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の利用の増額見込による補正です。

3 款 地域支援事業 1 項 介護予防事業は、100 万円の増額です。アクティブシニアがんばろう事業の団体及び開催回数が増えたことに伴い、増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 54 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を廃止したいので、議会の議決を求めるものです。

別紙の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 5 路線です。

整理番号 1 から 4 の明科 5085 号線外 3 路線は、道路法第 42 条に基づく管理が難しく、道路としての整備効果が得られにくいため、路線を廃止するものです。

整理番号 5 の穂高 0016 号線は終点の変更に伴い、一旦路線を廃止するものです。

路線の位置につきましては、次ページからの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 55 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定したいので、議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 6 路線ございます。

整理番号 1 から 5 の豊科 1743 号線外 5 路線は、宅地造成または開発行為により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから市道認定するものです。

整理番号 6 の穂高 0016 号線は既存の道路ではありますが、終点の変更に伴い再認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページからの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 56 号

令和 8 年度市営住宅柏原団地 17～20 号・29～32 号改修工事（Ⅱ期）請負契約 について

令和 8 年 5 月 12 日一般競争入札に付した令和 8 年度市営住宅柏原団地 17～20 号・29～32 号改修工事（Ⅱ期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 8 年度 市営住宅柏原団地 17～20 号・29～32 号改修工事
（Ⅱ期） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 2 1 7, 8 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市穂高 5071 番地 2
株式会社 武井組
代表取締役 <small>とどりき</small> 等々力 <small>みつる</small> 充 |

説明は、以上です。